

兵庫県公報

平成20年 2月29日 金曜日 第 1957 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
地方卸売市場の廃止（消費流通課）.....	1
平成19年度農用地土壌汚染調査測定の結果（普及教育課）.....	1
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）.....	2
保安林の指定（豊かな森づくり課）.....	2
同 上（同）.....	3
道路の区域の変更（道路保全課）.....	3
車両制限令に基づく道路の指定（同）.....	4
同 上（同）.....	4
道路の位置指定（建築指導課）.....	5
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）.....	5
教育委員会告示	
技能教育のための施設の連携科目等の廃止、追加及び変更	5

告 示

兵庫県告示第170号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者	取扱品目の部類	廃止年月日	廃止した理由	廃止許可年月日
赤穂青果地方卸売市場	赤穂市中広476	株式会社赤穂青果市場	青果部	平成20年 2月29日	出荷者及び買受人の減少による 規模縮小のため	平成20年 2月18日

兵庫県告示第171号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成19年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度(ppm)			濃度別地点数		
			最高	最低	平均	1.0ppm以上	0.99～ 0.4ppm	0.4ppm未満

生 野 鉦 山 周 辺	姫路市	1	-	-	0.16	0	0	1
	神崎郡 神河町	1	-	-	0.02未満	0	0	1
	同 郡 市川町	5	1.1	0.03	0.52	1	2	2
	同 郡 福崎町	4	0.44	0.06	0.23	0	1	3
	養父市	1	-	-	0.07	0	0	1
	朝来市	4	0.12	0.02未満	0.05	0	0	4
計		16	1.1	0.02未満	0.25	1	3	12

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査(収穫前にほ場の中心部に生育している稲を採取して調査する)である。

兵庫県告示第172号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定に基づき、次の雄牛について、種畜証明書を交付した。

平成20年2月29日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所・氏名	名 前	品 種
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	照春土井、茂康波、芳中土井、伸福土井、芳悠土井、 茂悠波、北俊土井、勘武、北谷松、谷石宮	黒毛和種

兵庫県告示第173号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年2月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区神坂字奥谷469の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第174号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町森本字ユリ678から681まで、1176の1、1177、1229から1231まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ユリ678、679、1176の1・1230・1231(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 2月29日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所及び丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 丹波加美線	丹波市氷上町三原字南奥嶋12番1から 多可郡多可町加美区清水字渦ノ本321番4 まで	旧	1.0から 19.0まで	5,974.0	
	丹波市氷上町三原字南奥嶋12番1から 多可郡多可町加美区清水字渦ノ本321番4 まで 丹波市氷上町三原字南奥嶋12番1から 多可郡多可町加美区西山字島田228番1ま で	新	1.0から 19.0まで 10.0から 93.0まで	5,947.0 6,190.0	 予定地

兵庫県告示第176号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 1 7 6 号	宝塚市小浜2丁目81番1から 大阪府境(川西市東久代)まで
一般国道 4 8 3 号	朝来市山東町柴字梅ノ木田353番2から 丹波市青垣町遠阪字栞垣1113番3まで
県道 尼 崎 池 田 線	伊丹市鑄物師3丁目74番1から 川西市加茂5丁目46番1まで
県道 伊 丹 豊 中 線	伊丹市北本町1丁目1番地から 大阪府境(伊丹市小阪田)まで
県道 米 谷 昆 陽 尼 崎 線	伊丹市稲野町6丁目50番地から 尼崎市東難波町5丁目450番2まで
県道 姥ヶ茶屋伊丹線	伊丹市鴻池字西墓本16番2から 同 市瑞穂町1丁目13番1まで
県道 山 本 伊 丹 線	伊丹市大鹿7丁目59番地から 同 市稲野町6丁目50番地まで
県道 寺 本 伊 丹 線	伊丹市昆陽8丁目85番地から 同 市宮ノ前2丁目208番5まで
県道 中 野 中 筋 線	伊丹市鴻池字西墓本16番2から 同 市荒牧1丁目548番地まで

2 指定する期日

平成20年 4月 1日

兵庫県告示第177号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成20年 2月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 飾 磨 港 線	姫路市飾磨区中島字宝来3057番1から 同 市飾磨区中島字流田1139番29まで

2 指定する期日

平成20年 4月 1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

兵庫県告示第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年2月29日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
 平成20年2月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0008号	20.2.14	相生市那波野二丁目1017番4	6.00	42.48
			4.00~6.00	1.96

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年2月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市山手町3番、3番7から3番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
広島市中区上八丁堀4番1号
株式会社アーバンコーポレイション 代表取締役 房園博行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年1月25日
兵庫県指令神南（建）第1-1-6号（15芦屋）

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり廃止、追加及び変更した。

平成20年2月29日

兵庫県教育委員会
委員長 永田 萌

- 1 技能教育のための施設の名称等
学校法人谷郷学園 三田モードビジネス専門学校（三田市相生町15番5号）
- 2 廃止、追加及び変更した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
 - (1) 平成20年3月31日で廃止する連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネスマナー	ビジネスマナー
日本語ワープロ	日本語ワープロ
電卓検定演習	電卓検定演習
ワープロ検定演習	ワープロ検定演習
情報処理検定演習	情報処理検定演習
簿記検定演習	簿記検定演習
スタイル画	スタイル画
 - (2) 追加した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	文書デザイン
総合実践	総合実践
ファッションデザイン	ファッションデザイン
 - (3) 変更した連携科目等
 - ア 変更前

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
課題研究	課題研究
 - イ 変更後

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
課題研究（商業）	課題研究（商業）
課題研究（家庭）	課題研究（家庭）